

令和7年度 潮来市立潮来第二中学校部活動の活動方針

令和7年4月1日
潮来市立潮来第二中学校

1 策定の趣旨

「潮来市立潮来第二中学校部活動の活動方針」（以下「活動方針」）は、本校における全部活動を対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動を構築するという観点に立ち、国が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン、「茨城県部活動の運営方針」、「潮来市学校部活動の運営方針」に則り、部活動が学校教育の一環として適切に実施できることを目指す。

2 部活動の目標

- (1) 個性の伸長・・・共通の趣味、特技等を追究することにより、知識を深め、技能を高める。
- (2) 自主的な生活態度の育成・・・余暇の善利用を図り、自主的・自律的な生活態度を養う。
- (3) 社会性の育成・・・マナーや約束を守り、望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身に付け、社会性を養う。

3 基本方針

- (1) 本人の意思を尊重し、部の加入は自由とする。教職員については、全員で指導にあたり、生徒の活動の支援をする。
- (2) 運営に当たっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、保護者との連携を図る。
- (3) 週末は生徒を家庭や地域にかえすという完全学校5日制の趣旨を踏まえ、生徒・指導者・保護者の過度の負担にならないよう運営面で配慮する。
- (4) 学業との調和を図りながら、計画的・合理的な練習が行えるよう指導する。
- (5) 生活指導の場ととらえ、個々の部員について活動状況と部活動内の人間関係を把握し、民主的な組織活動を方向づける。

4 運営

(1) 生徒

〔体制〕希望入部制とする。ただし、3年間活動を継続することを目標とする。

〔入部〕入部届に必要な事項を記入する。原則として4月中に、各部への所属を決定する。
(入学後、正式入部決定までは、仮入部期間を設ける。)

〔退部〕退部する場合は、保護者の責任で退部届を顧問に提出する。

〔変更〕部を変更する場合は、退部後、入部を希望する顧問に入部届を提出する。

(2) 指導者

〔体制〕教職員は原則として全員部活動を担当する。なお、各部の指導者はできるだけ複数体制(教職員以外の指導者も含む)とし、合理的・継続的な運営を行う。

(3) 活動日(休養日)

① 指導者が不在の場合は、原則として活動しない。

② 学期中は、週当たり3日以上以上の休養日を設ける。(原則として土・日のいずれか、及び月と平日の1日(原則として)を休養日とする。また、土・日のどちらも週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日で確保する。)

※ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

③ 1日の活動時間は、平日2時間を上限、休業日は3時間を上限とする(練習試合や大会等の当日を除く)。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

④ 長期休業中における休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

⑤ 授業日の朝の活動は、通年で実施しないこととする(陸上と駅伝については、大会終了までの朝の練習を可とする。練習の開始日については、**陸上は連休明けの 5月7日(水)、**

駅伝については夏季休業開始日とする。)。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする（例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である）。

- ⑥ 全国中学校総合体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前は、校長の判断の下、活動時間等の調整をする。
- ⑦ 定期試験等の実施前の一定期間を運動部活動休養日として設定する。
- ⑧ 学校休校日となる下記の日または期間を、部活動休養日または部活休養期間とする。
 - ・ 8月12日（火）～8月15日（金） ・ 11月13日（木）県民の日
 - ・ 12月28日（日）～1月4日（日）
- ⑨ 各顧問は、年間及び毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。また、校長はそれらを公表する。

(4) 活動時間（R6～）

- ① 季節や日没時刻、生徒の健康・安全を考慮し、適切に時間を設定する。
- ② 平日は、最終下校時刻の15分前までとする。平日の活動は、2時間を上限とする。

月	4・5・6・7	8	9	10	11	12	1	2	3
活動終了時刻(15日まで)	17:30	16:15	17:30	17:00	16:30	16:15	16:15	16:30	17:15
活動終了時刻(16日から)			17:15	16:30	16:15		16:30	17:00	
最終下校時刻(15日まで)	17:45	16:30	17:45	17:15	16:45	16:30	16:30	16:45	17:30
最終下校時刻(16日から)			17:30	16:45	16:30		16:45	17:15	

- ③ 休業日の活動は、3時間を上限とする。

(5) 開設する部活動

サッカー、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール、女子ソフトテニス、男子卓球、剣道、吹奏楽、美術

※ なお、2年連続して規定人数の入部がない場合は、次年度から募集を停止する。

(6) 大会参加・宿泊を伴う遠征について

- ① 中体連・協会・吹奏楽連盟主催の大会（県総体・県新人・県選手権等）への参加を除き、その他の各種大会等への参加は、生徒・保護者・顧問の過度な負担にならないことを配慮して、市教育委員会が定める大会数の上限の目安（年間12回程度）とする。
- ② 大会や練習試合、コンクールに参加する場合は、「学校行事等実施承認申請書」に記入し、市教育委員会教育長に届け出る。
- ③ 部活動単位で宿泊を伴う遠征については、校長の許可と保護者の十分な理解を得た上で実施できることとする。なお、校長は市教育委員会に実施について報告する。

(7) 災害補償

学校部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、傷害等）については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用する。また、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人または部活動単位で責任保険等に加入することを推奨する。

(8) 自然災害への対応

学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会等においては、大会規定によるものとする。

(9) 熱中症事故の防止

熱中症事故の防止の観点に立ち、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋内外での活動は原則行わない。常に生徒の健康管理を第一に安全確保に努め、気象庁等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

5 その他

- ・ 本活動方針は、国や県、市などの動向、方針に則り、毎年度、策定する。